

## column Views 5 スペインの啓蒙思想と啓蒙的改革

「オラビーノはルター派だ／フリーメーソンで無神論者だ

異教徒でカルヴァン派だ／ユダヤ教徒でアリウス派だ

／マキヤヴェリだ／どうして彼がキリスト教徒であらうか

これは、一八世紀末に流布したとされる啓蒙的改革を批判し揶揄した詩句の一つである。非難的となつてゐるパブロ・デ・オラビーノは、フランスやイタリアへの長期滞在の機会を得て啓蒙思想の強い影響を受け、ときの有力国家官僚カンボマネス伯爵の庇護を受けて、一七六〇年代から七〇年代にかけてスペインで啓蒙的改革の旗印を掲げた人物とされる。しかしオラビーノは、この庇護にもかかわらず、一七七六年には異端審問所によって逮捕され、一七七八年に「異端、破壊、カトリック教徒のなかの腐敗した一日」であると宣告され、宮廷からの永久追放と八年間の修道院幽閉の有罪判決を受けた。

一方、一七六七年四月、カルロス三世の國本詔勅が公布され、イエズス会上の国外追放が断行される。その前年春の全国的な都市暴動（「エスキラチニ暴動」）の煽動者であったとの噂が流布されていたが、この詔勅では「余の心に留め置く緊急で正当な義務による」としか述べられていない。そしてこの追放は、一九世紀に入つて自由主義者と伝統主義者の対立が高まるなか、伝統主義的教会史家から次のように激しく糾弾される。「（追放は）ジャンセニスト、不信者、異端者によつてしばらく前から企まれていたすさまじい陰謀」であり、「ヴォルテール的理念にとりつかれた顧問官たちが国王を取り囲むようになつて初めて実現した」のである。

こうした非難の言説から窺えるように、一八世紀後半スペインの啓蒙的改革は、ヴォルテールに代表されるフランス啓蒙思想の直接的影響を受けた改革派官僚によつて遂行された反教会的・反宗教的な性格のものであると語られてきた。それが限界をもつとすれば、

イエズス会追放には成功したもの、オラビーノのような「非常に学識の高いフィロソーフ」（ウォルテールはこう評した）を、異端審問所の反動の犠牲とせざるを得ないことであつた。

スペイン内戦後に「スペイン精神（イスパニダード）」を強調する環境に置かれたスペイン歴史学は、こうした外米の思想が移植されてカトリック的スペインの伝統が裏切られたとされる啓蒙改革期、すなわち「自由主義とフリーメーソンのベスト」が蔓延した時代にはほとんど関心を示さなかつた。しかし一九六〇年代に入ると、フランスのサライユやアメリカのハーブの研究に触発されて、従来の「一八世紀廣み」の立場が克服されていく。そして七〇年代になって、フランコ体制の崩壊とブルボン家の正位就任（現国王ファン・カルロス二世）という状況が生まれると、ながいあいだ研究上の空白期であったこともあり、一八世紀後半の「ブルボン改革」への関心は次第に高まつていった。

そうした流れのなかで一九八八年に迎えた「カルロス二世没後二百年記念」には、スペイン政府・各省庁の後援でさまざまな展示やシンポジウムが企画され、

公的助成を受けて多くの出版物が著された。このときに文化省が組織した「カルロス三世と啓蒙」展の基調は、モラレス・モヤの解説に代表されるものであったが、それは現在に至るまで、啓蒙的改革をめぐる有力な議論となつてゐる。そこで以下、彼の一九九四年の論文「啓蒙主義の同窓」に依りながら、その主張を少し詳しく見ることにしたい。

まず注目されるのは、それがブルジョア的か否か、資本主義的か封建的かというこれまでの二項対立的な判断基準を避けて、啓蒙的改革がつまるところ新たな社会経済的変化に対応する国家権力の強化にあつたとする点である。すなわち、王権は「台頭してきたブルジョワジーを支援しなかつたし、領主支配を再生しようともしなかつた」のであり、その権力の強化を目指す必要から行政・経済・社会・文化の改革を企図した。そして国王の要請に応えるかたちで、国家権力の増大につながる社会的富の増大の方策を練つたのは、従来とは異なるエリート改革派官僚——その多くは小貴族出身の者——であつた。

が若手されたためには不可欠の措置であったことが明らかになる。イエズス会は、伝統的に大貴族との結びつきが強く、高等教育機関で強い影響力をもつていた。

しかもその成立以来、自分たちの総長への服従を重視しており、国家教会主義（スペインでは、般に「国王教權主義」と呼ばれる）の動きにはつねに反対する立場をとった。さらに王権の恣意性を防ぐために宗教的弾圧を加える君主は弑逆であるとする「暴君放逐論」を支持しており、その政治理論は絶対君主論とは相容れなかつたからである。

反対に改革派官僚は、「改革の鍵である君主」は絶対的権力をもつ必要があると認識し、同時にこの啓蒙純對主義の実現を阻むものがイエズス会——タヌクツイはこれを「主権を蝕む蟻」であると評した——であると見なしたのである。実際に、法務大臣ロダに協力してイエズス会追放を実現したカンボマネスは、次のように「國士大権〔レガリア〕」を擁護していた。「統治をおこなう者にたいして國民が蜂起する……」という教義は、神を冒涜するものである。なぜならば神から聖別された者（＝国王）を個々の人間の判断に委ねてしまう

でイデオロギー的な立場から抜け出ることに成功したと言える。しかし、こうした議論は、これまでの二項対立から離れようとするあまり、啓蒙的改革が歴史的にどのように規定され、基本的にはいかなる社会的性格を帯びていたかについての考察に乏しいとの感は免れない。そうした意味で改めて啓蒙改革の社会理念を問いかけて必要がある。

そのさいに参考となるのは、スペイン南部のシエラ・モレーナを中心とする地域に新村落を建設しようとした「新定住地域」開拓事業である。これは一七六〇年代末から七〇年代にかけて、アランダ伯爵、カンボマネスらの推薦によってオラビーユが義監督官となって推進されたもので、当初の外国人（主としてドイツ語圏地帯から約七〇〇人）に加えスペイン各地から多数の人頃者を受け入れた。一七七六年の統計では一五〇の町が建設され、約二五〇〇家族がかつて山城と狼の跋扈した地に定住していた。幾何学的に整然と築かれた首市カロリーナは、六七一家族と五二七家庭をかかえるまでになっていた（図1-2を参照）。この新村落の建設は、単に荒蕪地の開拓ということではなく、

からである」。「……世俗の秩序における国王の活動は、至高で独立したものであり、神に直接に起因するものである」。

したがって啓蒙的改革は、国王教權主義の実現を阻むような团体・制度を抑制しようと努めたのであり、異端審問制度もまたその活動を大きく制約された。だが、国王や改革派官僚が反教会的・反宗教的立場をとらなかったことは、もはや明白である。モラレス・モヤは、次のようにスペインの啓蒙主義者が抱いていた宗教性をまとめている。「彼らは〔民衆の宗教性〕には同調せず、聖書やキリストそのものに目を向けた。すなわち、人文主義的・エラスムス的なモデルを採用することを企図したのであり、世俗財産を有して「啓蒙」に敵対する修道院職者には批判的であった」のである。さらに同論文では、さまざまな国内政策を通じて政治統合が進み、国王大権が強まつたことを逐一指摘しているが、「ここでは省略することにしたい」。

以上、モラレス・モヤに代表される最近の議論は、啓蒙改革期の教会政策・宗教政策を国家権力の強化といふ面から捉え直すことと、從来の過度にボレミック

スペイン農村社会の振興のために規範となる村落を築くということにあった。そこでこの地域は、オラビーユの協力を得てカンボマネスが起草した新定住地域特別法（フエロ）によって律せられることになった。

では、啓蒙改革派が構想したこのモデル的農村社会はどうのようなものであったかというと、當時の中間的諸団体＝諸権力（土地資本、教会、メスター、村落幹部）の影響を受けるだけ排除しようというものであつた。貴族・平民による限嗣相続財産の設定、死手団体（教会・修道院）による不可譲渡財産の設定が禁じられた。教区付き教会は建立されるが、その他の宗教団体の設立は禁じられた。町村役職の売買や世襲も禁じられ、村落幹部支配層の形成が阻まれた。村落の共同放牧地を蚕食する移動牧畜業の特權も排除された。そして農業経営は、国王から分与された一定の耕地と共に放牧地の利用を基礎にしておこなう農耕と家畜飼育の結合した小農経営であるとされた。

しかし、この分散的で安定した經營をおこなう小農民＝保有農民たちには、中間諸団体の圧力からの法的保護が与えられるとともに、諸規制によって資本主義

的経営拡大の可能性も聞かれていた。農民の分与地は分割も集積も許されないものとされ、共同放牧地をはじめとする共同体的規制・慣行は維持されるものとされたからである。しかも農民は、キリスト教教義と初等教育を義務づけられるが、「専門知識」の勉強は禁じられていた。農民たちは「國家の神経として農耕、家畜飼育、そして手仕事に励まなければならない」とか

らであった。

こうして、家父長的・温情主義的形態のもと、没落の契機を免れた小農民は、つねにその身分にとどまり、国王への地代と租税を納める「国家の神経」としての臣民であることを求められていたのである。したがって、この事業からうかがえる啓蒙的改革の社会理念とは、中間的諸権力を抑えて、國家の基礎単位である小農民の創設・擁護をおこなうことによって身分制社会の安定強化を目指したものであった。つまり、エロルサの言葉を借りれば、「身分制社会の合理的再編」の試みであったのである。

さらに、モラレス・モヤラの議論には、啓蒙的改革の立案と実態との乖離にあまり関心を払っていないと

いうきらいがある。国家権力の強化という企図はその諸改革の検討から十分にうかがえるが、実際にどれほど強化されたのかという点は、はなはだ疑問とせざるを得ないからである。たとえば、諸改革の成功の事例として地方自治体改革が引き合いに出される——ギリヤモン・アルバレスらの研究を参照——が、実際の制度的運用にまで立ち入った最近の社会史的研究は、実態がほとんど既存の地方寡頭支配層の権力を削る結果には至らなかつたことを明らかにしている。

マドリード市の場合を見ても、一八世紀半ばから市会レヒドール職の官職賃貸禁止令がたびたび発布されていたが、賃貸契約は以前と同様に一般におこなわれており、一七八二年の王令にもかかわらず、レヒドール職から手工業者・商人を排除するという商工業への差別が制度的に維持されていた。一方で、実際には隠蔽されたかたちで手工業者がレヒドール職に就任し都市寡頭支配層に参入していたというのも紛れもない事實であった。また、一七六六年のエスキラーチェ暴動を契機に、都市寡頭支配を崩すために住民選出の代理員と代理人という役職が市会内に設けられるが、選挙



図1 カロリーナの市街図



図2 「新定住地域」シエラ・モレーナの中心都市カロリーナ（啓蒙スペインの建設したモデル村落）

への住民参加数は極々わずかであり、選出された代理員職はほとんどレヒドール職への階級としてしか機能しなかつたことが、具体的史料の検討により明らかとなる。

したがって、アンシャン・レジーム末期の歴史的動向を捉えようとするときは、政策や法令や制度に現れる諸規定・諸規範のみ頼るならば、現実との大きな齟齬をきたしてしまうのである。最近の啓蒙的改革に対する高い評価は、あくまでもこの改革がアンシャン・レジームと称される伝統的政治理社会制度の枠組み

のなかでおこなわれたという側面（＝実際的な限界性）から再検討されねばならない。

最後に啓蒙思想と自由主義の継続と断絶の問題に触れておきたい。「國家の強化」という面では啓蒙的改革と自由主義的改革は連続性をもつと言えるが、前者があくまで身分制社会の枠組みのなかでの改革であつたのにたいして、やがて一九世紀初めのカディス議会に具現化されるブルジョア革命は、主権在民、三権分立

を語り、国民の「極のまえの平等」を打ち出して身分的諸特权を廃止することにより、身分制社会の枠組み

を打ち碎くことになる。

だが脆弱な自由主義国家は、国民統合の手段として、

啓蒙改革期の国王教権主義の立場と同様にカトリック

の国教化を堅持することになる。」のことは、フラン

ス革命や政教分離を果たしていく他の自由主義諸國家

の動きとは大きく異なっており、一八世紀後半スペイ

ンの啓蒙思想の反透が、ヨーロッパ諸国、とくにフラン

スのそれと比べてきわめて不十分であったことを浮

き彫りにする。すなわち、バアルの論文「スペイン

の人類的思考と啓蒙」での指摘にあるように、ボベリ

ヤーノスに代表されるスペイン啓蒙思想は、カトリック批判から出発して、宗教の相対化や伝教の自由へと

至る思想的経路を見ることはほとんどできない。そして、これを継承したスペイン自由主義者もまた、近代思想の担い手として登場するには脆弱であったのである。

(立石博之)

#### 参考文献

立石博之「「エスキラーチェ暴動」の解釈をめぐらす」『人文学報』(東京都市大学)、五四、一九八一年。

同「カハダマネの王族抹殺事件」「ペドロ・モレホ」、一九八四年。

同「啓蒙スペインの新定住地開拓事業」『外国文学研究』(同志社大学) 四二、一九八五年。

同「アンソニアン・シンクレアのマドリード市長」大内・ほか著『もつひとつのスペイン史——中近世の國家と社会』同朋社出版、一九九四年、所取。

Morales Moya, Antonio, "Un Estudio de la Ilustración", in Contaraz, G. (ed.), *Nación y Estado en la Ilustración liberal*, Madrid, Nocsis, 1994.

Bauder, Ulrich, "Menschheitsdenken und Aufklärung in Spanien", *Studium Generale*, Vol. 14, 1961.